(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」と いう。)の保護者に対し就学援助費(以下「援助費」という。)を交付することにより、義 務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

- 第2条 援助費の交付を受けることができる者は、鳴門市内に住所を有する児童生徒の保護者又は鳴門市教育委員会(以下「教育委員会」という。)により鳴門市が設置する学校への就学が許可された鳴門市外に住所を有する児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
 - (2) 教育委員会が別に定める基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮している者で、教育委員会が交付を必要と認めたもの

(援助費の種類)

- 第3条 援助費の種類は次に掲げるものとし、援助費の額は、予算の範囲内で、毎年度教育委員会がこれを定める。
 - (1) 学用品費
 - (2) 通学用品費
 - (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
 - (4) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
 - (5) 新入学学用品費
 - (6) 修学旅行費
 - (7) 学校給食費
 - (8) 医療費(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定により学校に おいて治療の指示を受けた疾病に限る。)
- 2 生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者に対しては、前項 第1号から第5号まで及び第7号に掲げる援助費は交付しない。
- 3 鳴門市外に住所を有する児童生徒の保護者に対しては、第1項第1号から第6号まで に掲げる援助費は交付しない。
- 4 学校教育法第1条及び第2条に規定する学校のうち鳴門市が設置する小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者に対しては、第1項第7号及び第8号に掲げる援助費は交付しない。

(申請)

- 第4条 援助費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める就学援助申請書(以下「申請書」という。)に<u>生計を一にする世帯全員の収入状況</u>がわかる証明書類を添付して、児童生徒が在学する学校の校長を経由して又は直接教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、鳴門市内に住所を有する申請者は証明書類を、生活保護法第1 3条の規定による教育扶助が行われている要保護者については、申請書及び証明書類を省 略することができる。

(認定)

- 第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、援助費の交付の可否を決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項に規定する決定を行うにあたり、必要があると認めるときは、学校長又は民生委員に意見を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の審査結果を申請者に通知するものとする。 (認定の期間)
- **第6条** 前条の規定により援助費の交付の認定を受けた者が援助費の交付を受けることができる期間は、次の各号のいずれかに該当する期間とする。
 - (1) 年度当初の提出締切日として教育委員会が定める日までに申請書を提出した者 当 該年度の4月1日から当該年度の末日までの期間
 - (2) 年度当初の提出締切日として教育委員会が定める日の翌日から当該年度の2月末日までの間に申請書を提出した者 申請書を提出した日の属する月の翌月の1日から当該年度の末日までの期間

(交付方法)

- 第7条 援助費の交付方法は、次のとおりとする。ただし、第3条第1項第8号に規定する援助費については、直接医療機関に支払うものとする。
 - (1) 学校長委任払 保護者から援助費の請求及び受領の委任を受けた校長に支払うものをいう。
 - (2) 直接口座振込 教育委員会が直接保護者名義の預金口座に振り込むことにより行うものをいう。
- 2 申請者は、申請時に前項の交付方法のいずれかを選択するものとする。 (交付方法の変更)
- 第8条 教育委員会が必要と認めたときは、交付方法を変更することができる。 (届出)
- **第9条** 援助費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学援助を必要としなくなったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 受給者は、申請書の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(目的外使用の禁止)

- 第10条 受給者は、援助費をその交付を受けた目的以外に使用してはならない。 (認定の取消し)
- **第11条** 教育委員会は、前条の規定に違反したとき、受給者が援助を必要としなくなったとき又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができる。 (返還)
- 第12条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときは、既に交付した援助 費の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度以後の年度分の就学援助

について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日までになされた平成25年度就学援助の申請については、この要綱の規定に基づいてなされた申請とみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。